

## ⑥ 在宅における注射による麻薬の投与に係る評価の新設

### 第1 基本的な考え方

在宅における末期の悪性腫瘍の患者以外の患者に対する緩和ケアを充実させる観点から、注射による麻薬の投与に係る指導管理について新たな評価を行う。

### 第2 具体的な内容

1. 在宅悪性腫瘍等患者指導管理料等について、名称を変更するとともに、疾患を考慮した評価体系に見直した上で、心不全又は呼吸器疾患の末期の患者に対する注射による麻薬の投与を用いた指導管理についての評価を新設する。

改定案	現行
<p><b>【在宅麻薬等注射指導管理料】</b></p> <p>1 悪性腫瘍の場合 1,500点</p> <p>2 筋萎縮性側索硬化症又は筋ジストロフィーの場合 1,500点</p> <p>3 心不全又は呼吸器疾患の場合 1,500点</p> <p>[算定要件]</p> <p>注1 1については、悪性腫瘍の患者であって、入院中の患者以外の末期の患者に対して、在宅における麻薬等の注射に関する指導管理を行った場合に算定する。</p> <p>2 2については、筋萎縮性側索硬化症又は筋ジストロフィーの患者であって、入院中の患者以外の患者に対して、在宅における麻薬等の注射に関する指導管理を行った場合に算定する。</p> <p>3 3については、1又は2に該当しない場合であって、緩和ケ</p>	<p><b>【在宅悪性腫瘍等患者指導管理料】</b></p> <p>1,500点</p> <p>[算定要件]</p> <p>注 在宅における鎮痛療法又は悪性腫瘍の化学療法を行っている入院中の患者以外の末期の患者に対して、当該療法に関する指導管理を行った場合に算定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>アを要する心不全又は呼吸器疾患の患者であって、入院中の患者以外の末期の患者に対して、在宅における麻薬の注射に関する指導管理を行った場合に算定する。</u></p> <p>【在宅腫瘍化学療法注射指導管理料】</p> <p style="text-align: right;">1,500点</p> <p>[算定要件]</p> <p>注 <u>悪性腫瘍の患者であって、入院中の患者以外の患者に対して、在宅における抗悪性腫瘍剤等の注射に関する指導管理を行った場合に算定する。</u></p> <p>【在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料】</p> <p style="text-align: right;">1,500点</p> <p>[算定要件]</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関の保険医が、他の保険医療機関において<u>区分番号C108</u>に掲げる在宅麻薬等注射指導管理料の1又は区分番号C108-2に掲げる在宅腫瘍化学療法注射指導管理料を算定する指導管理を受けている患者に対し、当該他の保険医療機関と連携して、同一日に当該患者に対する<u>麻薬等又は抗悪性腫瘍剤等の注射に関する指導管理を行った場合に算定する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>【在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料】</p> <p style="text-align: right;">1,500点</p> <p>[算定要件]</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関の保険医が、他の保険医療機関において<u>区分番号C108</u>に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理料を算定する指導管理を受けている患者に対し、当該他の保険医療機関と連携して、同一日に当該患者に対する<u>悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法に関する指導管理を行った場合に算定する。</u></p>
---	---

2. 注入ポンプ加算及び携帯型ディスプレイ注入ポンプ加算の対象患者に、心不全又は呼吸器疾患の末期の患者に対する注射による麻薬の投与を行った場合を追加した上で、評価体系を見直す。

改 定 案	現 行
<p>【注入ポンプ加算】</p> <p style="text-align: right;">1,250点</p>	<p>【注入ポンプ加算】</p> <p style="text-align: right;">1,250点</p>

[算定要件]

注 次のいずれかに該当する入院中の患者以外の患者に対して、注入ポンプを使用した場合に、2月に2回に限り、第1款の所定点数に加算する。

イ 在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養法又は在宅小児経管栄養法を行っている患者

ロ 次のいずれかに該当する患者

(1) 悪性腫瘍の患者であって、在宅において麻薬等の注射を行っている末期の患者

(2) 筋萎縮性側索硬化症又は筋ジストロフィーの患者であって、在宅において麻薬等の注射を行っている患者

(3) (1)又は(2)に該当しない場合であって、緩和ケアを要する心不全又は呼吸器疾患の患者に対して、在宅において麻薬の注射を行っている末期の患者

ハ 悪性腫瘍の患者であって、在宅において抗悪性腫瘍剤等の注射を行っている患者

ニ 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている患者

【携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算】

2,500点

[算定要件]

注 次のいずれかに該当する入院中の患者以外の患者に対して、携帯型ディスポーザブル注入ポンプを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

イ 悪性腫瘍の患者であって、在宅において麻薬等の注射を行っている末期の患者

ロ 悪性腫瘍の患者であって、在

[算定要件]

注 在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養法若しくは在宅小児経管栄養法を行っている入院中の患者以外の患者、在宅における鎮痛療法若しくは悪性腫瘍の化学療法を行っている入院中の患者以外の末期の患者又は別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、注入ポンプを使用した場合に、2月に2回に限り、第1款の所定点数に加算する。

【携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算】

2,500点

[算定要件]

注 在宅における悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている入院中の患者以外の末期の悪性腫瘍の患者に対して、携帯型ディスポーザブル注入ポンプを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

<p><u>宅において抗悪性腫瘍剤等の注射を行っている患者</u></p> <p><u>ハイ又は口に該当しない場合であって、緩和ケアを要する心不全又は呼吸器疾患の患者に対して、在宅において麻薬の注射を行っている末期の患者</u></p>	
--	--